玖珠町防災行政無線用戸別受信機

仕様書

平成２５年１０月

大分県玖珠町

目　次

第１章　総則 1

第２章　機器に関する指定事項 2

第３章　機器の構成 3

第４章　システムの機能 3

第５章　機器の規格 4

第１章　総則

第１条　目　的

本仕様書は、玖珠町（以下「甲」という）が地域住民に対し、より一層の情報・伝達の円滑化を図り、住民の生命財産の安全を確保すると共に、平時には一般行政事務連絡を効果的に役立てるために、各家庭等に設置するための戸別受信機を増設することを目的とする。

第２条　規格・法令

本仕様書に定めるほか、次に掲げる関係法規等を遵守すること。

（１）　電波法および関係規則、告示
（２）　有線電気通信法及び同法施行令、同法施行規則
（３）　電気設備技術基準
（４）　電波産業会標準規格（ＡＲＩＢ）
（５）　電子情報技術産業会規格（ＪＥＩＴＡ）
（６）　日本工業規格（ＪＩＳ）
（７）　日本電気工業会標準規格（ＪＥＭ）
（８）　日本電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
（９）　日本技術標準規格（ＪＥＳ）
（１０）電子機械工業界規格（ＥＩＡＪ）
（１１）その他関係法令、告示等

第３条　諸手続

本更新に必要な手続き及び書類の作成については、請負者（以下乙という）が行うこと。この手続等の費用については乙の負担とする。

第４条　契約範囲

本更新にかかる契約の範囲は、機器の設計、製作、搬入とする。

第５条　履行期間

本契約締結の翌日から平成２６年３月２０日までとする。

第６条　事業概要

日本電気株式会社製戸別受信機　　１２０台

第７条　提出書類

乙は契約後直ちに本仕様書に基づき、次の書類を甲の指定する期日までに提出すること。尚、提出部数は、甲の指示とする。

（1）　納入仕様書（機器外観図等）
（2）　工程表
（3）　その他甲が必要とする書類

第８条　保　証

本仕様における機器の保証期間は、引渡し日の翌日から起算して１年以内に生じた故障については乙の負担で速やかに修理するものとする。

第９条　仕様書の疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、直ちに甲乙協議の上決定するものとする。

第１０条　契約の変更

甲の都合により変更を必要とする場合は、その時点で乙と協議の上書面で定める。

第１１条　技術指導等

乙は、本設備の運用保守に必要な説明書を作成し、甲に対し十分な技術・運用指導をおこなうものとする。

第１２条　設計変更

（1）契約後において乙による詳細設計の結果、軽微な変更が生じても、契約金額の変更は認めない。
（2）契約後甲の都合により設計変更を行う必要が生じた場合には、甲乙協議の上決定を行うものとする。
（3）契約後乙の都合により設計変更を行う場合、甲はその理由が止むを得ないと認められた場合に限り許可する。その場合の経費は乙の負担とする。

第２章　機器に関する指定事項

第１条　機器の一般的事項

各機器、支持物及び付属設備は地震、火災等の災害時においても充分に機能動作するものであること。このため、機器は堅牢にして長時間の使用に耐えうる構造のものであり、特に次の事項を満足するものであること。

（1）機器は保守点検が容易に行える構造であり、修理交換等にあたり、人体に危険を及ぼさないよう配慮したものであること。
（2）日常保守に必要な測定端子、ＬＥＤ等を設けてあること。
（3）機器には品名、型式、製造番号、製造年月、製造会社等記入された銘板をつけること。
（4）切替部、回転部、接触部等の可動部分は動作良好なものとして長時間使用に耐えうるものであること。
（5）ビス、ナット等締め付けは充分行い、調整等行う半固定の箇所は十分ロックすること。
（6）取り扱い上特に注意を要する箇所についてはその旨表示をすること。

第２条　環境条件

（１）機器の動作環境は、次の条件で以上なく動作するものであること。

周囲温度　屋内機器　０℃～＋４０℃

（２）その他設置場所の気象及び環境に十分耐え得るものであること。

第３条　電気的条件

（１）機器の電源電圧変動による機能は、定格電圧に対し±１０％の範囲において良好に動作するものであること。また、特に電源の安定を必要とする機器に対しては安定化電源を使用すること。

（２）切替部、回転部、接触部等の可動部分は多数回の使用によっても電気的性能が低下しないこと。また、電気的雑音は出来るだけ防止すること。

第３章　機器の構成

第１条　戸別受信局設備

No.	機器名称	数量	備考
1	戸別受信機	１２０台	ロッドアンテナ、乾電池付き
2	付属品・予備品	１２０式	取付金具、ＡＣケーブル、取扱説明書

第４章　システムの機能

第１条　戸別受信局設備

（１）　システムの概要

①　戸別受信局においては、玖珠町の既設親局（ＪＣＤ－５６０－A）からの選択信号を受信することにより、自動的にスピーカ回路が開いて放送ができるものであること。

②　緊急放送を受信した場合、自動的に音量が最大音量になること。

③　自動録音制御、任意録音制御が行えること。また本機能を有効とする為に、既設操作卓のソフト変更を実施すること。

④　停電時、単二乾電池２本にて最大３０時間以上運用が可能なこと。
（使用条件：５分放送／５５分待受け）

⑤　戸別受信機のＩＤ等の内部設定は、受注者が無線式書き込み装置を利用して対応すること。

（２）　戸別受信機の機能

①　通常時スピーカ回路は断の状態にあり、親局より送られた自局の指定信号を受信することにより自動的にスピーカ回路が開いて放送ができ、放送が終了すると自動的に断となること。

②　乾電池は、単一・単二・単三型のいずれか１種類で、２本又は４本にて動作が可能であること。また、乾電池の交換は、壁掛け状態のままでも容易に行える様、本体前面に蓋がある構造であること。

③　本装置には、登録番号（ＩＤ）を３０個以上登録可能なこと。

④　本装置の登録番号（ＩＤ）の登録・変更は、部品交換を行うことなく試験器等により、単体または複数台を同時に書き換えができること。

⑤　非常時、受信機を容易に携帯することができる様、電源コードは着脱可能なプラグイン方式とし、本体には持ち運び用の紐類を有していること。

⑥　緊急放送時はスピーカの音量が自動的に最大となること。また本体前面のライトが点灯し視覚的にも確認できること。

⑦　音量調節の設定が最小になっていても、放送の聞き漏らしがないようにある程度の音量が確保できること。

⑧　機器は小型軽量であり、取付金具にて壁面に取付可能であること。

⑨　機器にはロッドアンテナが装備されていること。また、必要に応じて外部アンテナの接続がプラグインにて容易に行えること。

⑩　通常はＡＣ１００Ｖを使用し、停電時は自動的に内蔵の乾電池に切り替わり、異常なく動作できること。また、乾電池消耗時はランプが消灯すると共に、アラーム音にてお知らせできること。

第５章　機器の規格

第１条　戸別受信局設備

（１）戸別受信機

ア．受信部

周波数	６０MHｚ帯
受信方式	ダブルスーパーヘテロダイン
受信感度	０ｄＢμＶ以下（２０ｄＢＱＳ法）
第１局発周波数安定度	±１０×１０－６以内
帯域幅	６ｄＢ低下の幅は１２ＫＨｚ
選択度	６０ｄＢ低下の幅は２５ＫＨｚ
信号対雑音比	１ＫＨｚ７０％変調の受信入力３０ｄＢμにおいて Ｓ／Ｎ＝４０ｄＢ以上
空中線ｲﾝﾋﾟｰﾀﾞﾝｽ	５０Ω平衡

イ．被選択呼出部

呼出信号方式	デジタル信号方式
デジタル変調方式	サブキャリアＭＳＫ方式
デジタル伝送速度	１２００ｂｉｔ／ｓ
デジタルマーク周波数	１２００Ｈｚ
デジタルスペース周波数	１８００Ｈｚ
呼出信号送出数	１～３回
符号長	任意可変方式
緊急一括信号の受信	緊急一括信号を受信した場合には、音量ボリュームの位置に関係なく最大音量となること。

ウ．電源部

入力電圧	ＡＣ１００Ｖ±１０％　５０／６０Ｈｚ
使用乾電池	単一・単二・単三から任意選択
停電時	自動的に乾電池に切り替わり、放送を中断しないこと。

エ．その他

スピーカ出力	０．５W以上
回線モニタ	呼出信号に関係なく回線をモニタする機能を有していること。
簡易測定機能	受信レベルを簡易測定する機能を有していること。
通信記録	２００件以上
障害記録	２０件以上